

改正 平成26年9月3日 原規総発第1408293号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成26年9月3日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領を以下の新旧対照表のように改正する。

(傍線部分は改正箇所)

改正案	現行
(決裁文書等の取扱) 第20条 (略) 2・3 (略) <u>4 長官の決裁を受ける決裁文書のうち、マネジメント推進室の所掌に係る決裁文書については、マネジメント推進室長の決裁を受けた後、長官の決裁を受けることができる。</u>	(決裁文書等の取扱) 第20条 (略) 2・3 (略) (新設)

附 則

この規程は平成26年10月1日から施行する